

令和9年度税制改正に関する提言（要約）

〈基本的な課題〉

I. 税・財政改革のあり方

社会保障財源に充てることが定められている消費税の減税を巡っては、物価高対策としての効果が不透明とされている。物価高対策としては中低所得者に一定の給付措置を早期に講じる方が有効である。また、飲食料品の消費税率を1%に引き下げた場合、減収分と給付金を合わせた財源が明確に示されていない懸念も解決されていない。さらに事業者は消費税減税を実施する2年間のためにレジシステムの変更や社員教育等を強いられるなど、費用や人手の面を含めて負担が大きい。法人会はかねて政府・与党に対し、消費税減税には慎重な対応を求めてきたが、中小・零細企業に配慮した万全の措置を講じるように強く訴える。また、2年で減税を終えるように努めるべきである。

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的な課題であり、財政の持続可能性を高めるために本格的な歳出・歳入の一体的な改革を進めることが重要である。今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には莫大な財政需要が発生することが予想される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするためにも財政健全化は欠かせない取り組みである。

- (1) 政府は「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針2026）で財政健全化という文言を使わず、積極的な財政政策を打ち出した。財政健全化目標についてはこれまでの「プライマリーバランス（PB）の黒字化」に代え、国・地方の総債務残高を国内総生産（GDP）比で安定的に引き下げる方針に改めた。PB黒字化は「債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理する」とした。官民で370兆円超の投資を目指す成長戦略を実現するため、予算編成に関する各省庁の概算要求基準も見直した。こうした見直しが無駄な予算の膨張につながらないように歳出全体を厳しく監視することが必要である。
- (2) 長期金利の上昇が続けば、将来的にはインフレによる税収増よりも国債の利払い費の方が増えることが想定される。インフレ傾向が強まる中で今後、金利の上昇で国債の利払い費増は必至だが、国債の信認が揺らげば、さらなる金利の高騰を招いて経済成長を阻害することも考えられる。政府と日銀は健全な関係を構築し、金融市場の動揺を招かない細心の財政・金融政策を求める。
- (3) 防衛力の抜本強化に関しては、2027年度までの5年間で防衛費を総額43兆円まで増やす方針を決めている。ただ、追加支出の大半は防衛増税に加えて、歳出改革や決算剰余金の活用で捻出するとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しており、着実な防衛力整備に向けて自然増収に依存しない安定財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

「骨太の方針 2026」は社会保険料について、「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指す」と明記した。政府はこの目標の実現に向けて具体的な行程表を作成する方針を示しており、実効的な社会保障改革につなげる必要がある。中小企業に着実な賃上げを促すためにも、事業主の社会保険料負担も同時に軽減すべきである。

- (1) 少子化対策は本来、消費税で対応すべきであり、その対策は現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、社会保障国民会議は、飲食料品に対する消費税率、給付付き税額控除のあり方について議論しているが、社会保障のあり方についても同時に幅広く議論し、社会保険料の引き下げ策を検討しなければならない。
- (2) 企業の年収の壁への対応策として「支援強化パッケージ」が講じられているが、一時的な措置にとどまっている。中小企業の雇用実態を考慮した、安定的な制度の構築が必要である。
- (3) 中小企業における事業主の社会保険料負担は、賃上げに伴い年々増加している。事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含めて税と社会保障を一体的に議論すべきである。
- (4) 医療は成長産業と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進めることが重要である。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の普及に向けて安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などのさらなる拡充も欠かせない。
- (5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者との間でメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3. 行政改革の徹底等

国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革に取り組まなければならない。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
- (3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省庁が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 官業に対してPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業

のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

4. マイナンバー制度について

与野党の国会議員で構成する社会保障国民会議は、給付付き税額控除の制度設計を議論しており、まずは現金給付を先行導入する方向が示されている。円滑な現金給付を実施するためにも政府は、マイナンバーカードの取得と公金受取口座の登録を引き続き促す必要がある。

社会保障と税、災害対策となっていた利用範囲はマイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、これをどこまで広げるかは今後の課題である。世帯所得を正確に把握できるようになれば、真に支援が必要な世帯に限定して現金を給付する措置を講じることも可能となる。その際、正確な所得を把握するためにマイナンバーと全金融機関の紐付けについても検討する必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

中小企業は地域雇用の受け皿としてだけでなく、我が国のサプライチェーン（部品の供給網）の担い手としても欠かせない存在である。そうした企業が優秀な人材を確保して事業を安定的に継続するためには、本格的な事業承継税制の創設に加え、企業自身がデジタル化を推進し、生産性の向上に努めることも重要である。

また、中小企業の活性化を促し、地域の中で存在感を発揮してもらうことは、地域経済の活力を取り戻すことにもつながる。地方創生の観点からも政府と地元自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、厳しい経済情勢などに鑑み、慎重に検討することを求める。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%（本則19%）を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえ1,600万円程度に引き上げるように求める。なお、軽減税率の特例は、リーマン・ショックの際の経済対策として時限的に設けられた措置ではあるが、中小企業は依然として賃上げや物価高への対応に苦慮していることから、上記見直しが直ちに困難な場合は、令和9年3月末日となっている適用期限を延長すること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新や研究開発など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化するように求める。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。それが直ちに困難な場合

は、令和9年3月末日となっている適用期限を延長すること。

- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、取得価額要件を50万円未満まで引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃して全額を損金算入とすること。また、従業員基準が段階的に縮小（1,000人以下→500人以下→400人以下）されていることから、見直すことを求める。

- ③スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

（4）中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、中小企業等の設備投資を支援する措置については適用要件を緩和するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った設備導入では、計画認定手続きを弾力的に対処するなど、使い勝手の向上を図ること。

なお、「中小企業経営強化税制」「中小企業防災・減災投資促進税制」「先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例措置」は、令和9年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長するように求める。

（5）償却資産に対する課税の見直し

固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すことを求める。

（6）中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

中小企業向け賃上げ促進税制について、経営環境が厳しい中小企業の持続的な賃上げを支援する観点から、適用要件の緩和や制度の拡充を図るとともに、令和9年3月末日となっている適用期限の延長を求める。

（7）中小企業の事務負担軽減

事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを政府は認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDXの推進につながるような税・財政上の支援を求める。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

（1）事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

中小企業を安定的に存続させて地域の雇用を守るためにも、特に事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

国税庁では、会計検査院の所見を受け取引相場のない株式の評価制度のあり方について検討を行っているところであるが、評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮し、事業承継税制と一体で検討する必要がある。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

特例制度の適用期限の延長を求める。延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、上記(1)の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、一般措置の適用要件(対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等)を特例制度並みに大幅に緩和するとともに、手続き面の簡素化を図ること。

3. 消費税への対応

社会保障国民会議では、中低所得者の生活を支援する「給付付き税額控除」の導入に向けた議論が行われているが、制度設計にあたっては軽減税率やインボイス制度のあり方についても深掘りした議論が求められる。

- (1) インボイス制度が導入されたが、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ. 地方のあり方

地方の活性化を促すには、東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使することで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、真の活性化にはつながらない。また、東京都と地方の税収格差も拡大しており、地方に対する税財源の配分のあり方については実態を検証した上で、あるべき姿を慎重に検討する必要がある。

- (1) 少子化を背景に大学の整理・統合が検討されているが、地方のものづくりを支える観点からも人材育成の拠点として地方大学を位置付け直す必要がある。
- (2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。また、基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する対策が求められる。
- (3) ふるさと納税は不断の見直しが欠かせない。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるように事務手数料のあり方等を含め、制度設計を見直す必要がある。

IV. 自然災害への対応

東日本大震災の復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。

最近の令和 8 年熊本地震や能登半島地震では最大震度 7 を記録しており、大規模な地震や台風、ゲリラ豪雨などの自然災害が相次いで発生している。これまでの大地震などの経験を踏まえながら、被災者に寄り添った適切な生活支援に加え、きめ細かな「なりわい支援」を展開するように求める。また、特定非常災害以外の自然災害においても 5 年間は損失額を繰り越すことが出来るようにするため、雑損控除と切り離した新たな控除制度を創設し、被災地の着実な復旧・復興に向けて取り組まなければならない。

V. その他

1. 申告納税手続きの合理化

2. 環境問題への対応

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
- (2) 中小企業の欠損金繰戻還付制度の見直し
- (3) 交際費課税の適用期限延長

2. 所得税関係

- (1) 基幹税としての所得再分配機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の基礎控除・税率の見直し
- (2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 印紙税の廃止
- (2) 配当に対する二重課税の見直し
- (3) 森林環境税の検証